

改正

昭和52年3月31日条例第9号

昭和55年8月8日条例第29号

昭和56年12月15日条例第31号

昭和58年1月24日条例第4号

昭和60年3月30日条例第12号

平成元年3月31日条例第10号

平成4年3月31日条例第17号

平成6年10月7日条例第30号

平成7年3月31日条例第9号

平成10年12月21日条例第29号

平成12年3月31日条例第19号

平成13年3月30日条例第16号

平成14年10月9日条例第35号

平成16年10月5日条例第30号

平成17年3月22日条例第2号

平成18年10月2日条例第32号

平成20年3月28日条例第2号

平成21年3月27日条例第2号

平成24年3月23日条例第2号

平成26年9月25日条例第32号

吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、その生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父（母）が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者を含む。以下同じ。)又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、その児童の父又は母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、規則で定める程度の障害の状態にある者を除く。)がその児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)場合を除く。

(1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

2 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する者であつて、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父又は母が監護しない第1項各号に掲げる児童

(対象者)

第2条 この条例の規定により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)

は、本市の区域内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり親家庭の児童及び父又は母

(2) 前条第3項各号に掲げる児童及び養育者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

(3) 吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年吹田市条例第53号)の規定による身体障害者及び知的障害者の医療費の支給を受けることができる者

(4) 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所又は入院をしている者

- (5) 規則で定める所得の額以上の所得を有するひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）及びそのひとり親等に監護又は養育される児童
(助成の範囲)

第3条 市は、対象者に次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）に規定する指定訪問看護に要する費用が含まれる場合は、当該指定訪問看護に要する費用を除く。）のうち、国民健康保険法の規定による被保険者、高齢者医療確保法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（社会保険各法の規定による一部負担金又は家族療養費について附加給付（社会保険各法の規定による健康保険組合、共済組合等が被保険者、組合員又は加入者に対し規約、定款等に定めるところにより行う給付をいう。）を受けることができる場合は、当該附加給付の額を控除した額）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。

- (1) 対象者が国民健康保険法又は高齢者医療確保法の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。
- (2) 社会保険各法の規定により被保険者、組合員又は加入者が対象者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が他の法令の規定による医療に関する給付を受けたとき。

2 前項の規定にかかわらず、対象者のうち吹田市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年吹田市条例第37号。以下「老人医療条例」という。）の規定による老人医療費の支給を受けることができる者については、当該負担すべき額のうち国民健康保険法、高齢者医療確保法又は社会保険各法に規定する食事療養又は生活療養に係るものに限り、助成の対象とする。

(助成の適用)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、申請のあつた日の属する月の初日から適用する。ただし、災害その他やむを得ない理由により申請することができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、その理由により申請することができなかつた日の属する月の初日から適用する。

(申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申請（高齢者医療確保法による食事療養若しくは生活療養に係る給付又は老人医療条例による老人医療費の支給を受けることができる対象者（以下「高確等対象者」という。）による申請を除く。）があつたときは、その資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「医療証による受給者」という。）が療養を受けようとするときは、市長と契約した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関」という。）に医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療証による受給者に対する医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、医療証による受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 高確等対象者に対する医療費の助成は、申請のあつた対象者に支払うことにより行う。

(助成金の返還)

第9条 市長は、第三者の行為による傷病に対し医療費を助成した場合において、対象者が当該第三者から同一事由につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成金の返還を命ずることができる。

第10条 市長は、虚偽その他不正行為により助成を受けた者があつたときは、その者又は医療証による受給者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(届出義務)

第11条 医療証による受給者は、住所、氏名及び規則で定めるその他の事項に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年8月8日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第1項第1号に掲げる者については、この条例による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、昭和55年10月1日以後の申請に係る助成から適用し、同日前の申請に係る助成については、なお従前の例による。

（以下省略）

附 則（昭和56年12月15日条例第31号）

この条例は、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律（昭和56年法律第86号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和58年1月24日条例第4号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第12号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第10号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第17号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月7日条例第30号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 （省略）

3 前項の規定にかかわらず、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に受けた医療のうち、第4条の規定による改正前の吹田市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例又は第5条の規定による改正前の吹田市母子家庭の医療費の助成に関

する条例の規定に基づき助成の対象となるものについては、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の吹田市老人医療費の助成に関する条例、第4条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例及び第5条の規定による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日条例第9号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例及び第2条の規定による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成7年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

（以下省略）

附 則（平成10年12月21日条例第29号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の吹田市老人医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の吹田市母子家庭の医療費の助成に関する条例、第4条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例及び第5条の規定による吹田市入院児童の医療費の助成に関する条例の規定は、平成12年4月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第16号）

改正

平成14年10月9日条例第35号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成13年11月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成14年10月9日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年10月5日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成16年11月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

(以下省略)

附 則 (平成17年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年10月2日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(ただし書省略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の吹田市老人医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の吹田市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、第3条の規定による改正後の吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び第4条の規定による改正後の吹田市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成18年10月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月28日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日条例第32号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。